

令和6年度低所得世帯に対する生活支援特別給付金について

このことについて、下記のとおりお知らせします。

記

1 概要

令和5年11月2日に閣議決定された「デフレ完全脱却のための総合経済対策」において、物価高騰による影響が大きい低所得世帯に対し、以下のとおり支援する方針が示されたことから、当該給付金の支給対象となる世帯へ支給するものです。

2 支給対象者等

令和6年6月3日（基準日）において、本市の住民基本台帳に記録されている以下の者を対象とします。

支給対象者	支給額
令和6年度住民税非課税世帯 ^{※1} の世帯主	10万円に、18歳以下の子 ^{※2※3} 一人につき 5万円を加算
令和6年度住民税均等割のみ課 税世帯 ^{※1} の世帯主	

※1 令和5年度に実施した住民税非課税世帯に対する生活支援特別給付金（7万円）、低所得世帯に対する生活支援特別給付金（7万円又は10万円）の支給対象となった世帯又は当該世帯の世帯主であった者を含む世帯は除く。

※2 令和7年3月31日時点で18歳以下の子（平成18年4月2日以降生まれ）が対象です。

※3 基準日（令和6年6月3日）後から申請期限（令和6年10月31日）までの間に生まれた子についても対象となるため、対象世帯には個別に通知を送付します。

3 対象世帯数

約2,000世帯

4 申請方法

(1) 支給要件確認書による申請

本市から対象と見込まれる世帯に対し、「支給要件確認書」を送付します。内容の確認及び必要事項を記入した「支給要件確認書」の返送が必要です。

(2) オンライン方式による申請（ファストパス制度）

確認書の返送手続の負担軽減及び早期支給のために、オンライン申請での受付（ファストパス制度）を併せて行います。通知に記載している二次元コード又は市ホームページから申請フォームにアクセスし、申請できるようにします。

5 通知発送時期、申請期限及び支給時期

申請方法	通知発送時期	申請期限	支給時期
4の(1) 支給要件確認書	令和6年7月中旬	令和6年10月31日（木） ※郵送当日消印有効	申請確認後、概ね2週間
4の(2) ファストパス制度		令和6年10月31日（木）	

6 申請受付会場及びコールセンターの設置

(1) 申請受付会場

中部地区会館 406会議室（市役所本庁舎4階）

(2) コールセンター

武蔵村山市定額減税調整給付金及び低所得世帯に対する生活支援特別給付金
コールセンター

電話番号 0120-105-305

(3) 開設期間 令和6年7月16日（火）から同年10月31日（木）まで

(4) 開設時間

申請受付会場 平日午前8時30分から午後5時15分まで

コールセンター 平日午前8時30分から午後8時まで

7 市民への周知

市ホームページ、各種SNS、市報7月1日号及び7月15日号で周知します。